

結城市告示第147号

結城市都市計画法における開発行為等の取扱基準

本市における都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する開発行為等に係る許可基準は、同法、結城市都市計画法施行細則（平成22年結城市規則第24号）、結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成22年結城市条例第18号）及び結城市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則（平成22年結城市規則第11号）に定めるもののほか、茨城県が制定した次の基準等の例による。

- 1 都市計画法における開発行為の取扱基準
- 2 市街化調整区域内の建築物の増築、改築及び用途変更に係る都市計画法による許可の要否の判断基準
- 3 開発許可の変更等の取扱い（都市計画法第35条の2）
- 4 都市計画法第29条第1項第11号及び同法第43条第1項第5号で定める通常管理行為、軽易な行為その他の行為の取扱いについて
- 5 開発行為の一体性の判断基準
- 6 都市計画法第34条第1号許可基準
- 7 都市計画法第34条第9号の政令で定める建築物のうち同法施行令第29条の7第1号に規定する休憩所及び給油所に係る許可基準
- 8 茨城県開発審査会付議基準
- 9 開発行為の技術基準
- 10 小規模開発行為の計画基準
- 11 小規模開発行為に係る許可申請等の取扱要領。ただし、この基準内の市町村経由時のチェックリストを小規模開発現地調査表（様式）に読み替えるものとする。
- 12 茨城県の大規模宅地開発に伴う調整池技術基準及び解説
- 13 茨城県の宅地開発に伴い設置される調整池の多目的利用指針
- 14 調整池等設計の手引き
- 15 茨城県の雨水浸透施設技術基準
- 16 茨城県の小規模開発に伴う雨水浸透処理に関する取扱基準
- 17 その他前各項及び都市計画法に係る茨城県の通知及び解説等

付 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成28年4月11日から施行し、改正後の結城市都市計画法における開発行為等の取扱基準の規定は、平成27年4月1日から適用する。